

尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の制定

討論要旨 川村つよし議員

新たに来年度からの実施を計画している、こども誰でも通園制度ですが、保育園に入所できない、保育に欠けない乳幼児を一時的に預けることのできる制度で、孤立した環境で乳幼児を育てている親にとって、心強い制度になり得る可能性があるものと思われます。

しかし預けられる子供にとって、良い制度なのだろうか、はなはだ疑問だと考えています。

政府が行った「一時預かり事業の運営状況等に関する調査」（2019年3月）では、預かり保育や一時保育を実施している事業所へのアンケート調査で、約57%の事業所が、通常保育と比較した一時預かりの難しさとして「慣れていない子供を数多く預かる必要がある」ことを挙げています。

初めて保育の場に参加するというのは、幼い子供にとって非常に困惑する経験となることが多い。家庭とは全く異なる生活、初めて会う子供集団、そうした新たな環境の中で、時間をかけて安心感や所属感を獲得していくのですが、そこには様々な不安や感情の揺れが伴います。

毎日通う場合であっても慣れるまでに時間がかかりますが、一時的な保育の場合はより多くの時間がかかるし、保育する側の丁寧な関わりが必要だということを、このアンケート結果は示しています。

こども誰でも通園制度は、定期的に同じ場所に通うという使い方だけでなく、不定期に、違う場所に預けられるということも可能で、国の予約システムを使えば、全国どこの施設でも、前日に空いていれば利用できる。気軽に便利に見えますが、預けられる子供にとっては、不安いっぱい。預かる保育者の御苦労も大変なものになると思われます。

切迫した必要があれば、柔軟に利用できる緊急対応があってもよいと思いますが、人との安定した関係や落ち着いた環境の中でこそ、人を信頼する心、子供たちの育ちが保障されるのではないかと思います。

ここまでは、全国保育団体連絡会会長 大宮勇雄 福島大学名誉教授のお話から、多くを引用しましたが、昨年3月8日、私の個人質問にも、答弁で、現場の様子を紹介していただきました。

当時の答弁から、引用しますけれど「育児リフレッシュ預かり「ぽけっと」では、利用前に親子での子育て支援センターの利用を促し、お子さんの把握と場慣れの機会を設けておりますが、保護者なしで預かるときには、お子さんが長時間泣きやまないなど、不安定となるお子さんも多く、保育士が付きっきりで保育する場合も少なくありません。」と、当時のこども子育て部長がお答えに

なっています。

今回の条例制定で、保育者1人で、乳児を3人預かるという配置基準ですが、これでは1人の子供が泣きやまなかったら、どういう状態になるのでしょうか。

こうした具体的な答弁もあり、修正案では保育者の配置基準を、子供1人に対し1人以上の保育士を配置できるように修正を求めています。

福祉文教委員会の議論では、国の基準でよいのだという御意見が多かった様子ですが、第37号議案の第3条2項には「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」とあります。

条例制定の初めから、最低基準を向上させても良いと思います。

昨年、3月の質問でも御紹介した話ですが、2022年の1年間に全国の保育施設等で起きた重大事故は2,461件で、前年対比で114件の増加。2,461件のうち死亡事故は5件で、2004年から2022年までの間に228人の子供が保育中の事故で亡くなっています。亡くなった子供の年齢を見ると、ゼロ歳が108人、1歳が70人で、ここまでの8割を占めます。

また、預け始めの初日、間もない時期に死亡事故が多く起きていることも分かっています。死亡事故の3割は預け始めの1週間に、50%が1か月に集中しています。

子供の命と安全のためにも、最低基準を高めておくことが必要ではないでしょうか。

このままでは、乳幼児の命を危険にさらす機会が増えることになるとの認識から、修正案への御賛同をお願いし、討論いたします。